

令和 7 年 3 月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第 32 号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・・・・・・・・・・	P. 2
議案第 20 号	令和 6 年度福島市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	・・・・・・・・・・	P. 4

都 市 政 策 部

議案第32号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議案書
P.110~119

1 改正の趣旨・背景

省エネ化による太陽光発電設備の設置等により従来に比べて建築物の重量が大きくなることから、構造の安全性を担保するため「建築基準法」が改正された。構造安全基準等への適合を確認するための審査項目が追加されたことにより、建築確認申請審査手数料額を上げる。

また、省エネ性能の確保のため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（通称：建築物省エネ法）」が改正され、原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられたこと等により、適合性判定申請手数料の区分の追加を行う。

2 改正の内容

(1) 建築基準法改正に伴う改正（図1改正後参照）

- ① 従来と比較し、確認申請の構造等の審査の追加による1件あたりの事務処理時間の増加に伴い、確認申請手数料を引き上げる。

※ 構造等の審査の追加は木造2階建て又は木造平屋建てで延べ面積200㎡超の建築物が対象

〔別表第1の7の表〕

建築物に関する確認申請手数料	現 行	改定後
30㎡以内のもの	8,000円	9,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円	17,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	23,000円	35,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	29,000円	39,000円
500㎡を超えるもの	改定なし	

- ② 検査済証の交付を受ける前に建築物の使用を可能とする認定申請の対象に、木造2階建て住宅等が追加されたことに伴い、小規模な建築物の申請手数料を新設する。

〔別表第1の8の表〕

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	現 行	改定後	
規 模	1件につき	200㎡以内のもの（新設）	200㎡を超えるもの
金 額	120,000円	27,000円（新設）	120,000円（改定なし）

(2) 建築物省エネ法改正に伴う改正（図2参照）

全ての建築物が基準適合義務の対象となることに伴い、性能を計算によって求める場合の適合性判定申請手数料等を追加する。

※ 性能を材料や設備機器の選定によって判断する場合は対象外

〔別表第1の13の表〕

区 分		建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料		軽微変更該当証明 交付手数料
		当初	変更	
一戸建ての住宅	200㎡未満	38,000円	19,000円	19,000円
	200㎡以上	43,000円	22,000円	22,000円
共同住宅等 （一戸建ての住宅 以外の住宅）	300㎡未満	77,000円	39,000円	39,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	128,000円	64,000円	64,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	217,000円	109,000円	109,000円
	5,000㎡以上	311,000円	156,000円	156,000円

3 条例の施行日

令和7年4月1日

図1 建築基準法改正概要

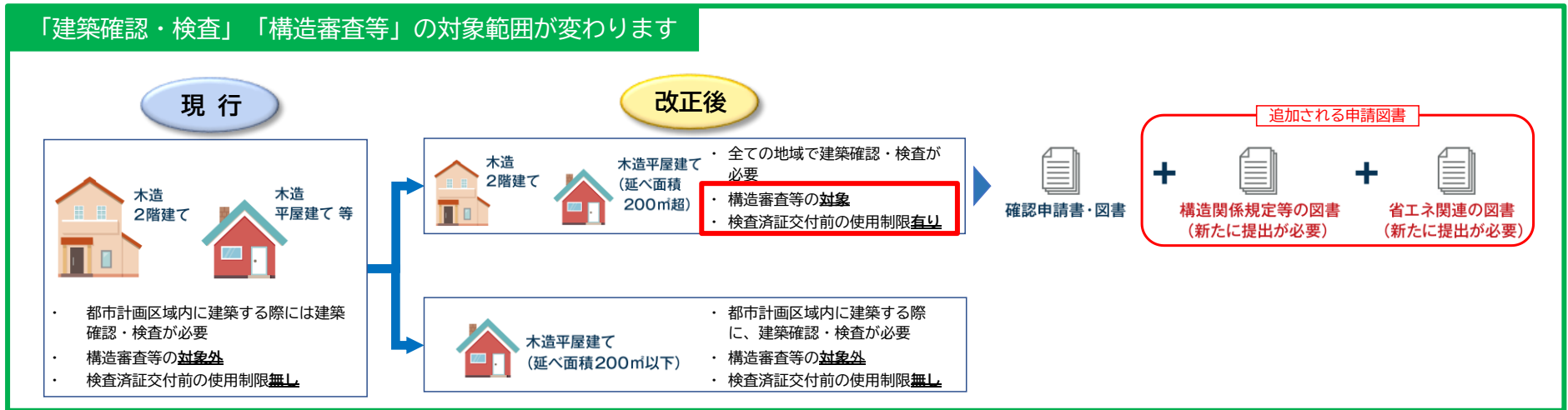
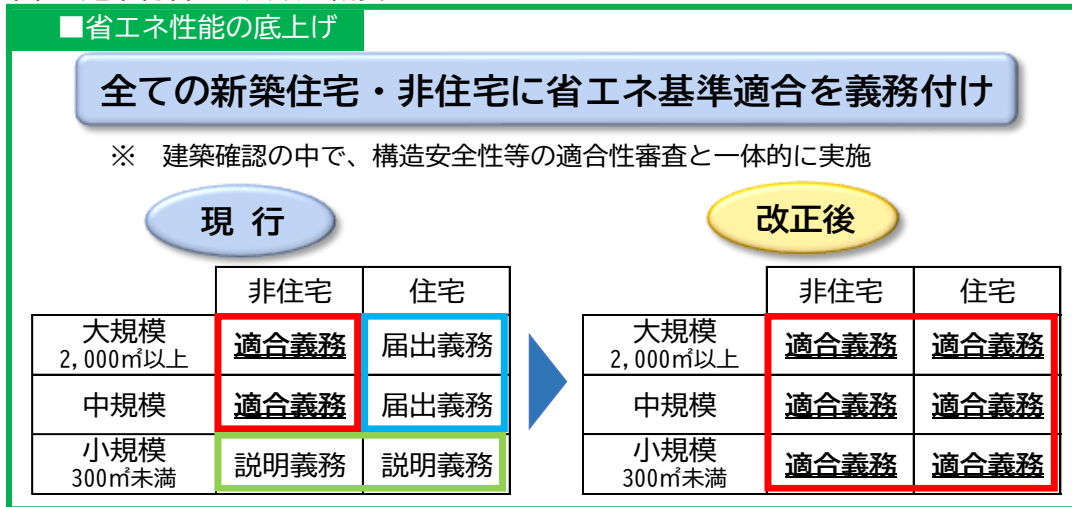


図2 建築物省エネ法改正概要



議案第20号 令和6年度福島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案書 P. 67
補正予算説明書 P. 34

農業集落排水事業 <総合経済対策>

1. 事業概要

本市の農業集落排水施設は、供用開始から20年以上経過しており、管路や污水处理設備機器の老朽化による機能低下や維持管理費の増加が課題であり、対応が必要である。

長期的に、現施設を必要な更新をしながら維持していく場合と、処理施設のサイズダウンや他の効率的な污水处理方式への切替による維持の場合、公共下水道への接続する場合などをコストや維持管理の効率性などの視点で比較検討し、農業集落排水の適正な経営を図るための計画を策定する。

2. 補正額・事業費・事業内容

(単位:千円)

細目	節	金額			財源内訳			事業の内容
		現計	事業費	補正	国庫補助金	起債	一般	
総係費	委託料	—	12,000	12,000	12,000	0	0	農業集落排水維持管理適正化計画の策定
計		—	12,000	12,000	12,000	0	0	

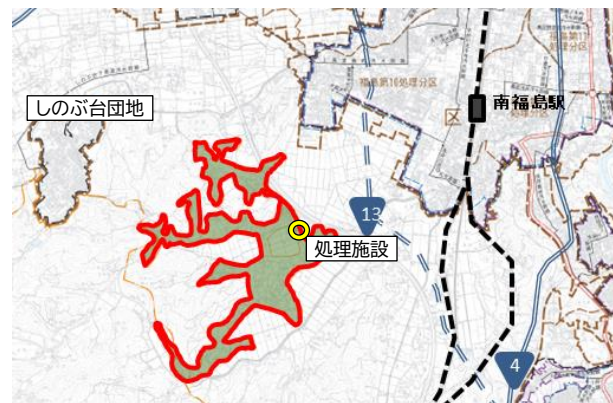
3. 対象範囲

処理地区	地 区	事業区域
小田地区	小田、山田、大森の各一部	98.8ha
山口地区	山口、岡島の各一部	213.0ha

<参考>

- 小田地区(供用開始後26年経過)
人口(計画):1,520人、戸数(計画):346戸
污水处理施設:N=1ヶ所、管渠: L=16, 600m
- 山口地区(供用開始後23年経過)
人口(計画):2,120人、戸数(計画):510戸
污水处理施設:N=1ヶ所、管渠: L=20, 700m

小田地区



山口地区

